

丸岡町土地改良区

〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1 (坂井市役所本庁 多目的棟2階)
TEL (0776) 50-3064 FAX (0776) 67-7514

第19回 通常総代会開催

第19回丸岡町土地改良区通常総代会が、令和5年3月9日(木)午後2時から福井県農業協同組合 丸岡支店 古城閣において、開催されました。

総代数131名中62名の方が書面議決書を提出していただき、また51名の方が出席され、感染症対策を実施しながら開催しました。

議事に入る前に第2選挙区の中垣内秀信総代が議長に選出され、「令和3年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録の承認について」をはじめ「令和5年度事業計画及び一般会計収支予算の議決について」等、10議案を提案し、いずれも慎重に審議され、原案のとおり可決されました。



▲ 議長 中垣内 秀信 氏

県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区 概要

令和4年度に採択になりました、県営経営体育成基盤整備事業 宇田・玄女地区の概要をお知らせします。

予定工期	令和4年度～令和9年度(6年/予定)
工事内容	用水路工、排水路工、区画拡大、基盤嵩上工(玄女のみ)
事業費	920,000千円(予定)
負担割合	国：50% 県：30% 市：10% 地元：10%
償還方法	日本政策金融公庫より地元負担分の借入を行い、1年据置15年償還する



令和4年度 事業実施概要

県営事業の施工概要

(1) 県営経営体育成基盤整備事業

(単位：千円)

地区名	工事場所	事業費	工事内容
宇田・玄女	宇田・玄女	23,390	測量設計



令和5年度 事業実施予定

(1) 県営経営体育成基盤整備事業

(単位：千円)

地区名	工事場所	事業費	工事内容
宇田・玄女	宇田・玄女	46,610	測量設計 (令和4年度繰越)
//	//	135,000	用水路 L = 2,600m (令和5年度当初)



(2) 土地改良事業の施工概要

(単位：千円)

工事名	工事場所	事業費	工事内容	負担割合
令和5年度維持管理適正化事業 排水路整備工事	内 田	3,000	排水フリーム布設工	国:30% 県:30% 市:10% 土地改良区:30%
令和5年度県単小規模土地改良事業 排水路整備工事	一本田 福 所	1,450	排水フリーム布設工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%
令和5年度県単小規模土地改良事業 用水路整備工事	一本田 福 所	1,350	用水路補修工	県:50% 市:10% 土地改良区:40%

※県単小規模土地改良事業は採択されれば実施する予定

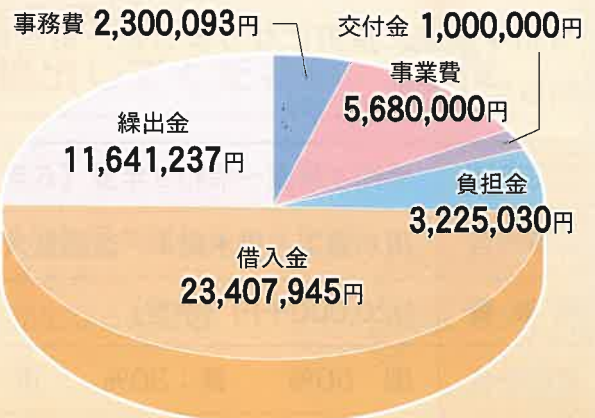
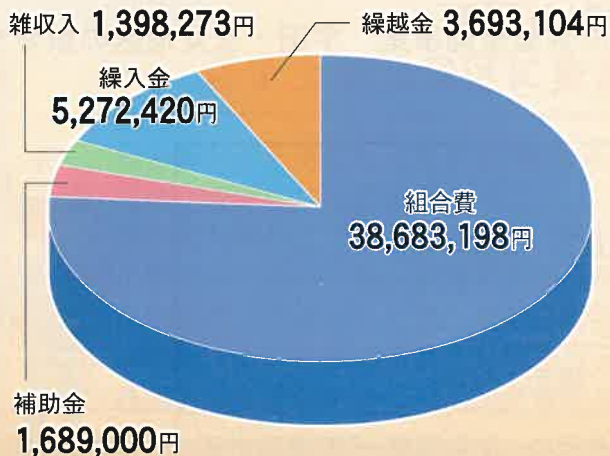
(3) 各委員会で維持管理を実施。

丸岡町土地改良区の状況

令和3年度 収支決算 (一般会計)

収入総額 50,735,995円

支出総額 47,254,305円



給水栓の取り扱いについて



注意事項

給水栓の水を止水できない現象が起きた場合、カー杯締めずに水を出したり締めたりを数回繰り返して、給水栓のゴミを外に出すようにしてください。それでも、止まらない場合は、仕切弁を締めて給水栓を分解してゴミを除去してください。

水が止まらないからといって、カー杯給水栓を締めると、給水栓のパッキンを痛める恐れがあります。**給水栓は個人管理なので自己負担**となりますのでご了承願います。

また、各ブロックの水量はパイプラインになりましても、開水路の時と同量の水が確保されていますが、水のかけ流しをしたり、給水栓を全開にしたりしないでください。管内の圧力低下につながり水が出ない現象が起こる可能性があります。

また、給水栓の蛇口を下に向けて勢いよく水を出すと給水栓ボックス下の土壌が洗掘されることがあるので、給水栓の蛇口は横向きにしてお使いください。

大切な水を効率よく使うため、皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。



警報級の大雨時には、パイプラインからの吐き出しを止めてください！

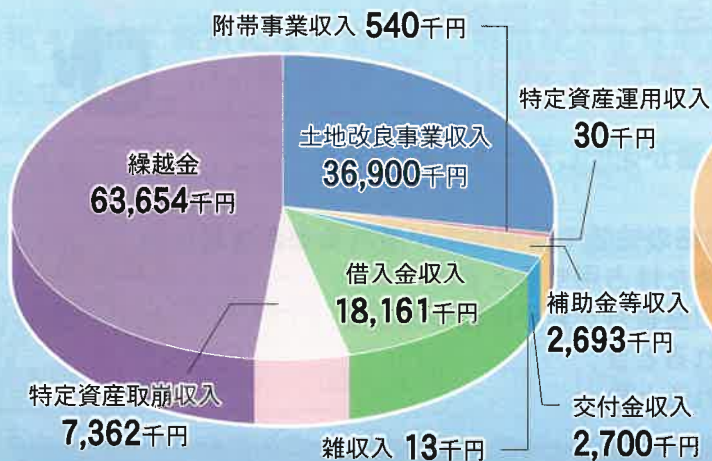
近年、大雨時に水害が発生する頻度が多くなってきました。

適切な水管理をお願いします。

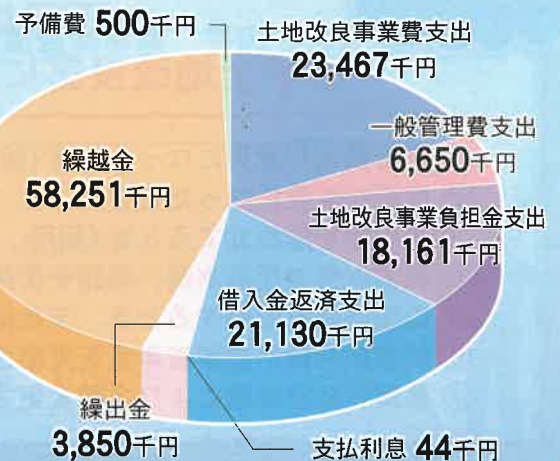


令和5年度 収支予算（一般会計）

収入総額 132,053千円



支出総額 132,053千円



※会計細則の一部改正があり、予算科目等が変更になっています。

坂井市土地改良合同事務所ホームページ開設しました



今年度、坂井市土地改良合同事務所のホームページが開設されました。

申請様式のダウンロードが出来ないかという組合員からのご要望があったこと、また、土地改良区の情報をいち早く組合員にお届けすることを目的に開設しました。

昨年、鳴鹿堰堤で除塵機の故障があり、各ほ場に給水出来ない事態が発生しました。そういった突発事故等につきましても、迅速にホームページを通じて組合員の方にお知らせすることを目的としています。

坂井市土地改良合同事務所HP <https://sakai-tochi.jp>

お知らせ

下記にあてはまる時は
必ず土地改良区に変更届を提出してください。



- ① 組合員名が変更になったとき（組合員が死亡したときなど）
- ② 住所が変更になったとき
- ③ 農用地を埋め立てるとき（転用、道路の拡張で農用地等が潰れるときなど）
- ④ 農業以外で用排水路、道路を使用または占用するとき
- ⑤ 口座振替を希望するとき、または口座番号が変更になったとき
- ⑥ 賦課組合員が農業者年金を受給される時
- ⑦ 農業者経営移譲により名義変更される時

